

IBM Emptoris Managed Cloud Delivery

この「IBM ご利用条件」の条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)の条項に追加されるものです。「IBM SaaS」および関連する「前提ソフトウェア」のご利用の前に、この「IBM SaaS ご利用条件」(以下、「ご利用条件」または「ToU」といいます。)をよくお読みください。お客様は、あらかじめ「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」および「前提ソフトウェア」を利用することができます。お客様は「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」の注文、そのアクセスまたは利用により、あるいは「同意する」ボタンをクリックすることにより、「ご利用条件」に同意したものとみなされます。

お客様に代わって「ご利用条件」に同意する場合は、お客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ご利用条件」に同意しない場合、またはお客様に「ご利用条件」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」または「前提ソフトウェア」を利用してはならず、「IBM SaaS」もしくは「前提ソフトウェア」において提供される機能に関与することもできません。

第 1 章 – 共通事項

1. 目的

この「ご利用条件」は、以下の「IBM SaaS」に適用されます。

- IBM Emptoris Sourcing Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Sourcing Managed Cloud Delivery Burst Mode
- IBM Emptoris Spend Analysis Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Supplier Lifecycle Management Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Program Management Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Contract Management Buy Side Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Contract Management Sell Side Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Managed Cloud Delivery Virtual Private Network Connection
- IBM Emptoris Services Procurement Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Strategic Supply Management Managed Cloud Delivery Encrypted Database
- IBM Emptoris Edge Delivery Web Application Accelerator Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Services Procurement Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Rivermine Telecom Expense Management Managed Cloud Delivery
- IBM Emptoris Rivermine Telecom Expense Management Managed Cloud Delivery Extended Data Retention-1 Year
- IBM Emptoris Rivermine Telecom Expense Management Managed Cloud Delivery Encrypted Database

この「ご利用条件」のみにおいて、「IBM SaaS」とは、本条に定める特定の「IBM SaaS」オファリングを指すものとします。

お客様は、有効な「サブスクリプション期間」中に限って「IBM SaaS」を利用することができます。

1.1 関連する IBM プログラム

IBM Emptoris Managed Cloud Delivery Services には、関連する IBM プログラムのサブスクリプション & サポートは含まれません。お客様は、お客様が IBM プログラムについて、該当する (1) ライセンス資格、および (2) サブスクリプション & サポートを取得していることを表明するものとします。「IBM SaaS」

の「サブスクリプション期間」中、IBMプログラムのサブスクリプション & サポートを受けるために、お客様は、IBMプログラムの最新のサブスクリプション & サポートを保持する必要があります。

2. 定義

「ご利用条件」で定義されていない用語は、「本契約」の定義によります。この「ご利用条件」において、「プログラム」は適用される「本契約」で使用されている「プログラム」を含み、「取引文書」は「IBM SaaS 見積書」を含みます。

「前提ソフトウェア」とは、「IBM SaaS」へのアクセスおよびその利用を容易にするために、「IBM SaaS」 オファリングの一部として IBM または第三者がお客様に提供するすべての「プログラム」および関連資料をいいます。

「プライバシー・プラクティス」とは、インターネット上の <http://www.ibm.com/privacy> に掲示されている「プライバシー・プラクティス (改訂があれば改訂版も含みます。)」を意味します。

3. 料金に関する一般条件

3.1 課金単位

「インスタンス」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、特定の構成の「IBM SaaS」へのアクセスを意味します。お客様の「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび使用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得する必要があります。

「コネクション」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「接続」とは、「IBM SaaS」に対するデータベース、アプリケーション、サーバー、またはその他のタイプのデバイスのリンクまたは関連付けです。お客様の「ライセンス証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」に接続しているか、または接続した「コネクション」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

3.2 料金 & 課金

3.2.1 課金オプション

「IBM SaaS」に対する料金は、次のように「取引文書」に記載されます。

サブスクリプション料金は、「取引文書」に定める期間に対して年払い、四半期ごとまたは月払いでの請求を選択することができます。請求サイクルに応じた支払額は、サブスクリプション料金および超過料金を基本に計算されます。

3.2.2 1 カ月に満たない期間の料金

1 カ月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。1 カ月に満たない期間の料金は、IBM がお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月における残りの日数に基づき計算されます。

4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント (以下、「アカウント」といいます。) を登録する場合、IBM は「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」の ID およびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。お客様はいつでも、「アカウント」の登録の際にお客様が提供するもしくは「IBM SaaS」において利用する「個人情報」について、修正または「アカウント」情報からの削除を要求することができます。この情報は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」へのアクセスができなくなる場合があります。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」の ID およびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとします。

5. 「IBM SaaS」の中断および終了

5.1 中断

「IBM SaaS ユーザー」が、「ご利用条件」、「本契約」もしくはその他の「利用規定」に違反した場合、IBM の知的財産権を不正に利用した場合、または準拠法に違反した場合、IBM は、いつでも、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「IBM SaaS」へのアクセスを中断もしくは取消、違反した「IBM SaaS ユーザー」の「コンテンツ」を削除、またはその両方を行う権利を留保するものとします。IBM は、中断または取消を行う場合には、お客様に対して通知します。

5.2 終了

IBM は、お客様が「本契約」、「利用規定」または「ご利用条件」の条件を遵守せず、かつ、かかる不遵守が IBM から書面による通知を受領してから合理的な期間内には是正されない場合には、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスを終了できるものとします。終了により、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスおよびこれに関するその他の権利は取り消され、消滅します。この場合、お客様およびお客様の「IBM SaaS ユーザー」は、「IBM SaaS」の利用を終了し、お客様の保有または管理下にある関連「前提ソフトウェア」のコピーを廃棄しなければなりません。

6. 「サブスクリプション期間」の更新

6.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」を締結しているお客様については、「本契約」の 3.5.4 項（「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」および「特定サポート」の自動更新）の最初および第 2 番目の条件は、適用される各国固有の条件も含めて、この「IBM SaaS」オファリングに適用されます。ただし、この「ご利用条件」では、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」という文言は、「IBM SaaS サブスクリプション期間」という文言に置き換わるものとします。

6.2 必要なお客様の更新

「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のお客様は、当該「ご契約条件」でこれと異なる規定（各国固有の条件を含みます。）がある場合も、「IBM SaaS」オファリングは、初期「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。初期「サブスクリプション期間」を超過して引き続き「IBM SaaS」を使用し続けるためには、お客様は「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」の条件の下で新規のサブスクリプションを取得する必要があります。

7. 緊急時保守および定期保守

IBM は、IBM の所定の保守作業の時間帯において、定期保守を実施することができます。この他にも予定ダウン時間や臨時ダウン時間が生じる場合があります。

この時間帯は、「IBM SaaS」を利用することはできません。

8. アップデート

IBM が「IBM SaaS」オファリングに対して提供するか、または一般的に入手可能とする、「IBM SaaS」に対するすべての機能拡張、修正、変更、改訂、更新、補足、アドオン・コンポーネントまたは置き換え（以下、総称して「アップデート」といいます。）は、IBM が提供するこのような「アップデート」に適用される追加条件に従うことを条件として、「ご利用条件」の適用を受けるものとします。IBM とお客様は共同で、特定の重大な「アップデート」をインストールする時期を決定するものとします。

IBM には、「アップデート」を作成、提供または導入するいかなる義務もありません。また、「ご利用条件」のいかなる条項によっても IBM にかかる義務が要求されるとは解釈されません。

9. 「ご利用条件」の更新

IBM は、IBM が「サブスクリプション期間」中に「IBM SaaS」に対して提供するまたは利用に供することのある「アップデート」を反映するため、および適用法により別途義務付けられる場合は、お客様に対して少なくとも 30 日前に通知を行った上で、本「ご利用条件」および「利用規定」を事前に変更する

権利を留保します。更新されたサブスクリプションには、その更新時に有効な「ご利用条件」が適用されます。

10. テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中、「IBM SaaS」オファリングに対するテクニカル・サポートが提供されます。テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとして取得することはできません。

「テクニカル・サポート」の情報は、以下の Web サイトで閲覧可能です。<http://www-01.ibm.com/software/commerce/emptoris/customer-support/>.

電子メールおよび電話によるサポートへのアクセスについても、テクニカル・サポートの Web サイトに記載されています。

11. データ・プライバシーおよびデータ・セキュリティ

11.1 お客様の義務

IBM に対して提供する「個人情報」またはお客様を介して IBM が受領する「個人情報」に関しては、お客様のみが「データ管理者」として、データ保護に関するあらゆる適用法令またはそれに類似する法令（「EU 指令 95/46/EC」ならびに同指令（およびその施行法）に定義される「個人情報」および特別カテゴリーのデータの処理を規制する同指令の施行法など）を遵守する責任を負うものとします。

お客様は、(i) 「コンテンツ」に「個人情報」を含め、(ii) 「前提ソフトウェア」および「IBM SaaS」を利用する前に、法律上必要な同意、許可および承認をすべて取得し、必要なすべての開示を行うことに同意するものとします。

お客様は、「コンテンツ」に含まれる可能性があるあらゆる「個人情報」（お客様に代わって「IBM SaaS ユーザー」が第三者と共有する情報も含まれます。）に関して単独責任を負うことを認め、かつ、これに同意するものとします。お客様は、お客様の指示に従った処理により IBM がデータ保護に関する適用法に違反しないようにすることを含め、「ご利用条件」に基づき IBM が行う「個人情報」の処理の目的および方法を決定する単独の責任を負うものとします。

「IBM SaaS」は、形式を問わず、「特定の機微な個人情報」または「秘守義務の対象となる医療情報」（以下で定義）を保管または受信することを意図したものではありません。また、お客様は、IBM に提供されたかかる情報、または IBM によるかかる情報の紛失もしくは開示に関連して IBM が負担した合理的な費用および他の金額（第三者の請求に起因するものを含みます）につき責任を負うものとします。「特定の機微な個人情報」とは、次の情報をいいます。1) 紛失した場合にデータ侵害通知要件の適用対象となる個人データ。金融情報、国が定める識別番号（社会保険番号（SIN）、社会保障番号（SSN）など）または運転免許証やパスポート番号などの政府が発行するその他の識別番号、銀行口座番号、クレジット・カードまたはデビット・カード番号が含まれますが、これに限定されません。2) 人種または民族的起源、性的指向、政治的意見、宗教的、イデオロギー的、もしくは哲学的な信条もしくは活動、または労働組合の組合員情報に関する個人情報。「秘守義務の対象となる医療情報」とは、Health Information Portability and Accountability Act of 1996（以下、「HIPAA」といいます。）の改正に伴い定義された「個人を特定可能な医療情報」をいいます。

IBM による「IBM SaaS」の提供において有用であると IBM が合理的に判断する場合に、IBM はお客様に通知した海外の法人および国に「個人情報」を含む「コンテンツ」を移転できるものとします。お客様は、「IBM SaaS」がそれらの国の法人により提供されること、および「ご利用条件」に基づく「個人情報」の海外への移転が、データ保護に関する適用法を遵守していることになるのかの判断につき、お客様のみが責任を負うことに同意するものとします。IBM は、お客様またはお客様の「データ管理者」が必要な承認の取得など法律上の義務を履行するにあたって、合理的な範囲でお客様に協力するものとします。

IBM が、「IBM SaaS」の一部における「個人情報」の処理または保護の方法を変更し、その変更によりお客様がデータ保護に関する適用法を遵守できなくなる場合、お客様は、IBM がお客様に変更を通知した日から 30 日以内に IBM に対して書面にて通知することにより、影響を受けた「IBM SaaS」の現在の「サブスクリプション期間」を終了することができます。IBM は、この終了に関して、お客様に料金を返金する義務を負わないものとします。

11.2 IBM の義務

IBM は、「IBM SaaS」を提供するのに合理的に必要な方法で、かつ、その目的のために限り、お客様の「個人情報」を処理します。

IBM は、「IBM SaaS」を提供する場合に限って、IBM が定めるとおりお客様の「個人情報」を処理し、お客様は IBM が定める内容がかかる処理に関するお客様の指示に合致していることに同意します。

本「ToU」または「本契約」の終了または満了後、お客様からの書面による要望により、IBM はお客様が「個人情報」と特定するすべての「コンテンツ」について、破棄するか、またはお客様に返却します。

データ保護に関する適用法により、お客様またはお客様の「データ管理者」が、個人または関係当局に対して「個人情報」に関する情報またはこれに対するアクセスの提供を求められる場合、IBM はかかる情報またはアクセスを提供するために、合理的な範囲でお客様に協力します。

11.3 コンテンツの保護

「本契約」においてこれと異なる規定がある場合でも、

- a. IBM が適用法を遵守することを条件として「IBM SaaS」を本契約で意図するとおり運用および実施するために行う場合を除き、IBM は、お客様の「コンテンツ」を意図的に開示または使用しません。
- b. IBM は、お客様の「コンテンツ」の処理を、IBM が下記のセキュリティー・プラクティスおよび手順を導入している、「IBM SaaS」のホスティングおよび運用に使用されるシステムにおいてのみ行います。

11.4 セキュリティー・プラクティス

IBM は、「IBM SaaS」のホスティングおよび運用に使用されるシステムに関して、プラクティスおよび手順(定期的に修正される場合があります。)の導入および保守を行います。これらのプラクティスおよび手順は、「IBM SaaS」の「コンテンツ」またはお客様による「IBM SaaS」の使用に対して干渉、悪用、またはその他の損害を招く可能性のある不慮の損失、不正侵入、無許可アクセス、権限のない開示もしくは変更、または不法行為に対するシステムのぜい弱性を低減するために策定されたものです。お客様はご要望に応じて、IBM SaaS に適用されるプラクティスおよび手順の説明を、適用される技術的な手段や運用上の手段を含めて利用することができます。お客様は、これらのプラクティスおよび手順がお客様の要件を満たす適切なものであるかどうかの判断につき、責任を負うものとします。IBM SaaS の使用をもって、IBM のプラクティスおよび手順、ならびにお客様の目的に対する適合性についてお客様が応諾されたものとみなします。「IBM SaaS」の「セキュリティー・プラクティス」に別段の定めがある場合を除き、IBM はセキュリティー機能に関していかなる表明または保証もしません。

12. 適用輸出法令の遵守

各当事者は、特定のユーザーへ輸出、または核、宇宙もしくはミサイル、化学および生物兵器等の禁止される最終用途に対する輸出を禁止する米国の輸出管理関連規制を含む、適用されるすべての輸出入管理法規を遵守するものとします。お客様は、「コンテンツ」の全部または一部が米国の「国際武器取引規則 (ITAR)」の規制対象にはならないことを表明するものとします。お客様は、IBM が「IBM SaaS」の提供をリモートでサポートをする目的で、海外のリソース(現地採用している非永住者または世界各国の担当者)を使用することを認めるものとします。お客様は、IBM によるアクセスが可能な「IBM SaaS」のいかなる「コンテンツ」も、適用される輸出管理法規の下、輸出許可を要せず、IBM の海外リソースもしくは担当者に対する輸出が制限されないことを表明するものとします。

13. 補償

お客様は、次のいずれかに起因または関連する第三者請求につき、IBM を補償、防御および免責することに同意します。1) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」による「利用規定」の違反、2) お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」内に作成した「コンテンツ」、または、お客様もしくは「IBM SaaS ユーザー」が「IBM SaaS」に提供、アップロード、もしくは転送した「コンテンツ」。

14. 著作権侵害

他人の知的所有権を尊重することは、IBM のポリシーです。著作権の保護対象に対する侵害を報告するには、<http://www.ibm.com/legal/us/en/dmca.html> にある「Digital Millennium Copyright Act Notices (デジタル・ミレニアム著作権法に関する注意)」を参照してください。

15. 保証および除外事項

15.1 保証の不適用

強行規定に反する場合を除き、IBM は、「IBM SaaS」に関し、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証、権原に対する保証、および第三者の権利の不侵害の保証を含むすべての明示もしくは黙示の保証も適用しないものとします。

IBM は、「IBM SaaS」の実行が中断しないこと、確実に実行されること、またはその実行に誤りがないことを表明せず、また、IBM が第三者による「IBM SaaS」の中断を予防できること、すべての誤りを修正することを表明するものではありません。

「IBM SaaS」の利用による結果については、お客様の責任とします。

16. 「IBM SaaS」オフリング固有の条件

16.1 「IBM SaaS ユーザー」の「プロフィール」

お客様による「IBM SaaS」の利用に関して、お客様は次の事項に同意するものとします。(i) 「IBM SaaS ユーザー」名、役職、会社名および写真が「IBM SaaS ユーザー」によりプロフィール(以下、「プロフィール」といいます。)の一部として投稿される可能性があり、かかる「プロフィール」は他の「IBM SaaS ユーザー」によって閲覧可能であること。(ii) お客様は、随時、「IBM SaaS ユーザー」の「プロフィール」を修正または「IBM SaaS」から削除するよう要求することができ、そのような「プロフィール」は修正または削除されますが、削除により「IBM SaaS」にアクセスできなくなる場合があること。

16.2 第三者の Web サイトおよびサービス

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者の Web サイト、または「IBM SaaS」にリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」からアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる相互作用は、お客様と第三者の Web サイトまたはサービスの間でのみ行われるものとします。IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、いかなる責任も負いません。

16.3 Emptoris Sourcing Managed Cloud Delivery および Emptoris Sourcing Managed Cloud Delivery Burst Mode に対する制限

ソーシング・システムがデータを Tenders Electronic Daily (TED) の Web サイトに送信する Official Journal of the European Union (OJEU) 機能をお客様が利用する場合、お客様は、OJEU への申込みおよび GAMMA テストの合格につき、責任を負うものとします。データの伝送は、お客様とその第三者の Web サイト間でのみ行うものとします。IBM は、かかる第三者の Web サイトもしくはサービスに関するいかなる保証または表明も行いません。IBM はまた、かかる第三者の Web サイトまたはサービスにつきいかなる責任も負いません。

17. 一般事項

「ご利用条件」のいずれかの条項が無効または履行強制ができないとされた場合でも、「ご利用条件」のその他の条項は有効に存続するものとします。一方の当事者が、相手方の債務不履行に際し、義務を厳格に履行することを要求せず、または何らかの権利を行使しなかった場合でも、後に、当該債務不履行もしくはそれに派生して生じる債務不履行に対して履行を要求すること、または権利を行使することを妨げないものとします。「ご利用条件」または適用される「サブスクリプション期間」の終了後もその性質上残存すべき「ご利用条件」の条項は、その履行が完了するまで有効に存続するものとし、また「ご利用条件」の譲受人もしくは承継人に対しても適用されます。

18. 完全合意

「ご利用条件」および「本契約」は両当事者間の完全な合意であり、お客様および IBM の両当事者間でなされた従前の口頭または書面によるいかなる合意もこれらに代わるものとします。「ご利用条件」と「本契約」の条件との間に相違がある場合は、「ご利用条件」が「本契約」に優先します。

お客様からの書面での意思表示 (注文書、確認書または電子メールなど) による条件の追加または変更は、無効とします。「ご利用条件」は、本書に定める場合に限り変更することができます。

IBM SaaS ご利用条件

第 2 章 - 各国固有の条件

以下の条件を第 1 章で示された条件に置き換えるかまたはかかる条件を修正するものとします。第 1 章の条項で、これらの修正が加えられない条項は、すべて、変更されず、引き続き有効に存続するものとします。第 2 章の条件は、「ご利用条件」を変更するものであり、以下のとおり構成されます。

- 北米、中南米地域における変更
- アジア太平洋地域における変更
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々での変更

北米、中南米地域における変更

アメリカ合衆国

16. IBM SaaS Offering Unique Terms

The following is added as Section 16.4 Derived Benefit Locations

16.4 Derived Benefit Locations

This offering provides services for Customer's licensed software. In certain jurisdictions in the United States, the IBM SaaS may be subject to a duty, tax, levy or fee (collectively, a "Tax"), based on the sales tax jurisdiction in which the benefit of the Managed Services is derived. Accordingly, the following applies to customers purchasing this offering in the United States:

By accepting the terms of use for this offering, Customer is identifying the sole location where benefit is derived from the Managed Services (the "Derived Benefit Location") as the "ship to" address listed on the IBM order quotation that will be provided by IBM in conjunction with a purchase of the IBM SaaS. If the "ship to" address listed on the IBM order quotation is not the correct Derived Benefit Location or there are multiple Derived Benefit Locations, Customer must provide the IBM sales representative with the correct Derived Benefit Location information in writing prior to purchasing the Managed Services and accepting the terms of use for this offering.

If the Derived Benefit Location changes at any time during the term of the IBM SaaS agreement, Customer must promptly notify IBM of the change in writing and is liable for any amounts that may be due to the relevant tax authorities as a result of any such change, including, but not limited to, any and all Taxes, fines, penalties or back payments.

アジア太平洋地域における変更

オーストラリア

15.2. Disclaimer

The following is added to the end of Section 15:

Although IBM specifies that there are no warranties, Customer may have certain rights under the Competition and Consumer Act 2010 or other legislation and are only limited to the extent permitted by the applicable legislation.

ニュージーランド

15.2. Disclaimer

The following is added to the end of Section 15:

Although IBM specifies that there are no warranties, Customer may have certain rights under the Consumer Guarantees Act 1993 or other legislation which cannot be excluded or limited. The Consumer Guarantees Act 1993 will not apply in respect of any goods which IBM provides, if Customer requires the goods for the purposes of a business as defined in that Act.

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 諸国に関する修正

EU 加盟国

The following is added to Section 15: Warranty and Exclusions:

In the European Union ("EU"), consumers have legal rights under applicable national legislation governing the sale of consumer goods. Such rights are not affected by the provisions set out in this Section 15: Warranty and Exclusions.

オーストリア

15. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 15 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:

15. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS announcement and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

ドイツ

15. Warranty and Exclusions

If you paid a charge for the IBM SaaS then the Section 15 Warranty and Exclusions is replaced in its entirety by the following:

15. Warranties and Exclusions

IBM provides the IBM SaaS in conformity with its descriptions as contained in the IBM SaaS announcement and maintains it in this condition for the term of the IBM SaaS. IBM, its Affiliates and suppliers disclaim all further warranties ("*Ausschluß der Gewährleistung*").

Warranties, if any, for Enabling Software supplied as part of this IBM SaaS may be found in their license agreements.

アイルランド

15. Warranty and Exclusions

The following paragraph is added:

Except as expressly provided in these terms and conditions, or Section 12 of the Sale of Goods Act 1893 as amended by the Sale of Goods and Supply of Services Act, 1980 (the "1980 Act"), all conditions or warranties (express or implied, statutory or otherwise) are hereby excluded including, without limitation, any warranties implied by the Sale of Goods Act 1893 as amended by the 1980 Act (including, for the avoidance of doubt, Section 39 of the 1980 Act).

アイルランドおよび英国

18. Entire Agreement

The following sentence is added at the beginning of this Section 18:

Nothing in the following paragraphs shall have the effect of excluding or limiting liability for fraud.